

# JBL 桑名リーグ 規程

## 1 総則

本規定はJBL名人戦、盤聖戦における桑名リーグの対戦規程である。

## 2 参加人数

4人以上、上限なし。

4人に満たない場合は桑名リーグを開催しない。名古屋リーグ参加か、名古屋との合同予選を行う。また本規程では「9人以上」の参加については取り扱わない。必要に応じて別途定める。

## 3 参加資格

JBL会員であること

- ・リーグ戦期間中、グランドファイナル期間中、タイトル保持期間すべてにおいて必要。

## 4 日程

	名人戦	盤聖戦
募集期間	8月1日～10月31日	2月1日～4月30日
参加費納付期間	11月1日～11月桑名庵例会	5月1日～5月桑名庵例会
リーグ戦期間	11月1日～3月31日	5月1日～9月30日
プレーオフ	4月1日～4月30日	10月1日～10月31日

## 5 枠数

- ・6人以下場合は1枠。
- ・7人の場合、参加者全員のレーティング平均が1032.66以上の場合は2枠、それ未満の場合は1枠。
- ・8人の場合は2枠。

なおレーティングは1025を基準とし、満たない場合はすべて1025として計算する。

## 6 リーグ戦規程

- (1)総当りのリーグ戦とする。
- (2)名人戦は「25ポイントマッチ1セット先取」、盤聖戦は「11ポイントマッチ2セット先取」とする。  
ただし1リーグ7人以上の場合、名人戦は「19ポイントマッチ1セット先取」、盤聖戦は「9ポイントマッチ2セット先取」とする。
- (3)ポイント差、盤聖戦の得失セット差は順位に影響しない。
- (4)クロックを使用する。持ち時間は「1ポイントあたり2分」とする。ただし1手あたり12秒の保障時間がある。
- (5)対戦は、桑名「庵」例会を含め、「桑名囲碁将棋サロン庵」の営業時間内に店内で行う。
  - ・例会内を含む例会当日の対戦は、例会担当者へ報告の上行う。
  - ・例会開催日以外の対戦は、例会担当者へ連絡の上行うことが出来る。返事を待たず対戦しても構わないが、例会担当者または「庵」店舗スタッフが結果の立会いを行い、対戦結果は速やかに例会担当者へ報告する必要がある。また「庵」が定める料金を店舗に支払う。
  - ・いずれの場合も、庵の閉店時刻45分前の時点で進行中のゲームの次を最終ゲームとし、残りは別日程へ持ち越しとする。
  - ・オンラインや「庵」以外の場所での対戦は原則認めない。やむをえない事情がある場合は例会担当者へ報告する。
- (6)両者の対戦結果が枠獲得に影響しない試合は両者の合意により行わなくてもよい。行うか行わないかは両者間で決定する。
- (7)消化すべきリーグ戦が消化できなかった場合は、別途裁定を行う。調整が不十分と認められた場合は不戦敗となる場合がある。

## 7 プレーオフ規程

- (1)プレーオフは「プレーオフ期間」内に完了し、末日までには代表者をすべて決定する。
- (2)3人以上のプレーオフすべて「抽選の上トーナメント」とする。抽選は例会担当者、例会副担当者のいずれかが実施し、「庵」来店者等外部の者1名以上の立会のもとに行う。
- (3)マッチ形式は以下のとおりとする。
  - ・2人プレーオフはリーグ戦と同じ形式とする。
  - ・3~4人プレーオフは11ポイントマッチ1セット先取。
  - ・5人以上のプレーオフは7ポイントマッチ1セット先取。

## 8 参加費

1枠あたり2万円を参加人数で按分する。端数は500円単位に切り上げる。

## 9 参加費の納付

- (1)参加費は納付期間内に納付する。受付期間終了前に納付することはできない。
- (2)参加費の納付方法は「例会担当者へ直接納付」とする。必要に応じて振り込みも認める。
- (3)参加費を納付しない間にリーグ戦を行った場合は対戦成績に反映されず、納付後に反映する。レーティングは「庵」例会外で行った試合については納付後に反映する。リーグ戦期間内に参加資格を喪失した場合や参加資格を得ていない場合も同様とする。
- (4)期限内に納付できない場合は理由とともに例会担当者へ報告し、事情により期限後1ヶ月を限度に延長を認める。この場合も支払い方法は(2)のとおりとする。
- (5)報告なく納付されない場合、または(4)の延長期限経過後も納付されない場合は当該リーグ戦参加を認めない場合がある。また、次回以降のリーグ戦参加を認めない場合もある。

## 10 リーグ戦の辞退

- (1)リーグ戦受付期間中はいつでも辞退が出来る。
- (2)リーグ戦受付期間終了後の辞退は原則認めない。やむをえない事情がある場合は例会担当者へ報告する。リーグ戦開始前に辞退の報告を行い認められた場合は納付済みの参加費を返還する。
- (3)リーグ戦開始後はいかなる場合も辞退を認めない。また、参加費は返還しない。

## 11 雑則

本規程は2018年2月1日より有効とする。

## 12 改定履歴

2018/02/01 初版作成

2018/02/03 9(3)項、9(5)項の修正、その他一部の文言修正

2018/02/09 4項、6(5)項、9(3)項の修正